





まいへの思いは非常に強いものがあると思つてお

ります。

この三十年度における仮の住まい解消の見通し

につきまして、大臣にお伺いいたします。

○吉野国務大臣 橋先生におかれましては、復興

副大臣として復興に本当に御尽力いただいて、感

謝を申し上げます。特に、風評被害対策で各国の

大使館をめぐりていただいて、今その成果が出て

いる、このことに対しても感謝を申し上げたいと

思います。ありがとうございます。

さて、応急仮設住宅については、岩手県では、

ピーク時約一万八千戸あつたものが現在は約四千

戸、宮城県では、ピーク時約四万八千戸あつたも

のが現在では約四千戸になつております。住宅宅

地の整備が進んでおり、各市町から伺つている状

況では、平成三十年、ことしの一月と比べて、三

十年度末には約九割の応急仮設住宅が減少する、

その分、復興住宅、持家等々が進んでいく、そつ

いう見込みでございます。

復興庁としても、各市町における住まいの再建が進むよう、住宅また生活再建支援の相談活動に取り組む自治体への支援を行つてまいります。

以上です。

○橋委員 ありがとうございます。

高台移転、区画整理、最後のもう一患といふと

ころで頑張つていらっしゃる現場の皆さんのこと

に思いをいたさせていただきます。よろしくお願

いします。

今度は、福島県の問題に入つてまいります。

東電福島第一原発の事故等に伴い福島県から避

難を余儀なくされている方々が、いまだ三万四千

二百一人いらっしゃる状態であります。全国に生

活再建支援拠点が二十六カ所設置されておりま

す。大臣はかねてから、避難されている方々はもち

るなんなんですが、この避難をされている方々をサ

ポートしている方々も期間が長期間にわたつて疲

れが出てくるんじやないか、その実態を把握

し、対策を立てねばということをおつしやつてい

たと思います。

この辺、どのようにお感じになり、どのように

進めでおられるのか、現状をお伺いいたします。

○吉野国務大臣 おっしゃるとおり、まだ、福

島県から県外へ避難している方が三万人を超えて

おります。そして、全国二十六カ所の生活再建支

援拠点がございまして、全国に三万人を超えてい

る方々が避難を余儀なくされております。

私も、全部は回つておりませんけれども、半数

以上回らせていただきました。そこでお話を伺つ

てみると、十人十色という言葉がありますけれど

も、一人一人の状況が、一人一人違うんですね。

そこを支援してくれる方々がこれまである意味で

大変な状況になつておりますので、あるところで

は、せつかく相談に来ても支援者の方々の能力と

いうものがなくて的確に心えられない、せつかく

来ててくれるのに心えられないというところがござ

いました。

そういう意味では、支援者の能力をいかに強化

していくか、そしてまた支援者同士の交流、ふく

しま連復、二十六カ所の交流会等々も聞いており

ますので、そういう情報を、自分の持つているノ

ウハウをほかの地域の拠点、地域にも当てはめて

いく、そういう交流会等々も必要なわけでありま

して、三十年度の予算の中に支援者の支援という

制度をつくっていただきました。支援者の中に

はやはり心が折れている方々もおりまして、そう

いします。

○橋委員 ありがとうございます。

いう事業をつくらせていただいたところです。

○橋委員 ハードの事業も大事ですが、ソフトの

事業がこれから特に大事になつてくると思いま

す。さまざまに目配りをしていただきて金体に手

が回るようによろしくお願いしたいと思つてお

ります。

そして、風評の問題、これも根強い問題として

あるわけであります。

農産物、観光交流面でのいろいろなことがある

わけありますが、二十九年度復興予算でも、流

通実態調査に取り組むということもやってまいり

ました。今後の風評払拭に向けての対応について

お伺いをしておきたいと思います。

○吉野国務大臣 この流通実態調査は、本当に風

評払拭の上で大事な調査でございます。

事実として、例えばお米がどここの段階で取引がな

どげられているのか、またどの段階で取引がな

されていないのかという事実を調べていく。

そして、これは生産者段階、流通段階、消費者

段階、いろいろな段階で実態調査をしております

ので、特に消費者の段階では放射線に対する理解

がかなり不足をしているということで、風評被害

リスクコミュニケーション強化戦略を昨年の十二

月につくらせていただきました。それは、放射線

に対する理解をきちんと消費者の方々に持つてい

ただこうということです。来年度、三十年度の予算

の中に、復興庁の事業としては一番の目玉政策と

して掲げさせていただきました。

そういうことも踏まえて、流通実態調査がこと

しの三月に発表になりますので、そのいわゆる原

因、事実としての原因と対策をつくる意味でも、

この流通実態調査、本当に役に立つ調査にしてい

きたい、このように考えております。

○橋委員 ゼひ流通の現場まで押さえた把握をし

ていただきて、それを更に実効性ある対策につな

げていただき。また、農産物のみならず、教育旅

行等観光交流面もぜひよろしくお願いしたいと思

います。

この風評というのは、国内だけではなくて、こ

ういったことが今度海外に影響を及ぼして、海外

諸国においても我が国に対する輸入規制といふも

のは、これは福島県のみならず、かなり東日本の

多くの都県について、いまだ規制が行われております。

粘り強くこの緩和、撤廃を働きかけていかな

様方にもお配りをしている現状にありますよう

に、まだ輸入停止を含む規制が残つてゐる地域

も、特に東アジアを中心のあるわけであります。

復興庁としてもいろいろ努力はするわけですが、

やはりここは、外務省の外交努力といふことも大

変大事だと思います。

もちろん、外交ということであれば、多岐にわ

たる交渉項目があるんだろうと思います。しか

し、そういう中で、こういった国々と会われるた

びに、ぜひこの点を交渉のアジェンダに盛り込ん

でいただきたい、このように思うわけであります

が、佐藤外務副大臣から御答弁をいただきたいと

思います。

○佐藤副大臣 お答えいたします。

東日本大震災からの復興は、政府の取り組む重

要課題の一つであります。外務省といたしまして

も、諸外国や地域における輸入規制の撤廃に向

け、会談やレセプション等のあらゆる機会を通じ

て、政府ハイレベルに粘り強い働きかけを行つて

おります。委員におかれましても、復興副大臣当

時、本件について御尽力いたいたことに改めて

感謝を申し上げたいと思います。

本年に入つてからもトルコが規制を完全撤廃

など、これまで、計二十七カ国が規制を完全撤廃

し、その他五十カ国・地域でも規制緩和措置が

とられました。

委員から御指摘がありましたように、依然とし

て七カ国・地域で輸入停止を含む規制が維持され

ていることは、重大な問題と受けとめておりま

す。特に、御指摘のありました東アジア地域を含

めて、いまだ規制を維持する諸外国の地域にお

ては、被災地産品のPRや、報道関係者や影響力

のあるキーパーソンの被災地への招聘なども会談

に合わせて対応しており、風評被害を払拭して

規制撤廃につなげるよう取組を行つてゐるところ

であります。

また、FAOを始めとする関連の第三者機関と

の関係を強化することによって、中立的立場から

日本産品の安全性を発信してもらえるよう取り組

みでおり、昨年訪日したグラツィアーノ・FA

O事務局長からは福島産品の安全性に懸念を持つ

理由はないとの発言を得て、これは国内外で広く

広報されたところであります。

委員の御指摘も踏まえまして、外務省といたしましては、あらゆる会談また外務省の持つソースを最大限活用して、関係省庁と協力しつつ、輸入規制の撤廃に向け、早期結果が出るよう粘り強く取り組んでまいります。

○橋委員 ありがとうございます。ことしは日中の節目の年、また日中韓のいろいろな会議も企画されているようでもございます。いろいろな場面でのぜひ粘り強いお取組をお願いしたいと思います。

そして、避難解除がなされた川俣町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村では、三十年度、この春から、いよいよ現地で小中学校が再開されると伺っております。児童生徒の皆さんの修学に当たっては、少人数への対応、あるいは学校としての魅力づくり、多様な課題が存在するものと思われます。

全閣僚が復興大臣などいう安倍内閣でございまして、これは文部科学省の方に、いろいろとまた体制づくり、あるいは施策の面で頑張っていますが、少人数への対応、あるいは学校としての魅力づくり、多様な課題が存在するものと思われます。

○林国務大臣 ますます、この春に、七年ぶりになりますが、今お話をありました川俣町、飯館町、浪江町、富岡町、葛尾村、この五つの町村において地元で学校が再開されること、大変喜ばしく思っております。それその地域が原子力災害を乗り越え、将来にわたって持続的に活力に満ちた社会を実現していくためには、地域に根差して、確かな学力を備え、心豊かでたくましい子供を育成することが求められるわけでございます。このため、文科省では、原子力災害によって避難指示等の出た福島の十二市町村の小中学校等において、あると創造学などのすぐれたカリキュラムを編成、実証する取組などを支援してきております。

また、あわせて、被災した児童生徒に対し修学支援を行つとともに、きめ細かな心のケア、学習

支援、こういうことを行うための教職員の加配やスクールカウンセラー等の配備に対する支援などを行ってきたところでございます。

また、平成二十九年には福島県避難指示区域等内の学校に対する支援本部を省内に設置いたしました。

して、現地訪問等を通じて現場の御意見をよく聞きながら継続的に十二市町村の状況を把握して、再開される学校の特色化や魅力化に向けた助言を行つてきているところでござります。

もとより、地元での学校再開は喜ばしいことで、現地訪問等を通じて現場の御意見をよく聞きながら継続的に十二市町村の状況を把握して、再開される学校の特色化や魅力化に向けた助言を行つてきているところでござります。

ですが、ゴールではなくスタートである、こういうふうに考えておりまして、引き続きこれらの支援を進めることによりまして、この春に地元での学校再開を予定している五町村を含む福島十二市町村の魅力ある学校づくりに向けて、復興庁や福島県と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

○橋委員 ありがとうございます。

文科省にもチームをつくっていただきたいと、思い、東北圏で頑張っていただいている。これは、厚労省さん、きょうは質問しませんが、介護についてもそういう対応をとつていただいているかと思います。

○林国務大臣 ますます、この春に、七年ぶりになりますが、今お話をありました川俣町、飯館町、浪江町、富岡町、葛尾村、この五つの町村に国植樹祭が開催されます。昨年は富山原だったわけですが、ことしは南相馬で、震災復興の一つの到達点としての意味もあるんだろう、まあ通過点と言つた方がいいんでしょうか。

そこで、福島県の森林・林業の再生に向けた政

府の取組を、ここで齋藤農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 まもなく発災七年目を迎えると

いうことで、改めて、安倍総理の、内閣、全大臣が復興大臣のつもりで取り組むようにという言葉を心に刻んでいるところでござります。

原発事故により被災した福島の森林・林業に関しては、復興庁、農林水産省、環境省の三省

で取りまとめました福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組に基づきまして、農林水産省では、森林内の放射性物質の分布状況把握、公的主体が行う間伐等の森林整備等を関係省庁と連携しながら進めているところであります。

また、津波によって被災をしました福島県内の海岸防災林につきましては、盛土による基盤整備づくりを大会コンセプトに、福島県南相馬市の海岸防災林を会場に開催される予定でござります。

この全国植樹祭は、緑豊かななるさとの再生を進めいく上でシンボルとなる大変重要な行事であると認識をしております。

農林水産省としても、この全国植樹祭が大きなステップとなつて、福島の森林・林業再生の取組が一層進むよう、関係省庁や福島県等と連携しながら、積極的に取り組んでまいる決意であります。

○橋委員 農林水産業は、やはり浜通りの一つの大手な基幹産業だと思います。もちろんノイノベーション・コースト構想等もあるわけですけれども、農林水産省さんの役割も大きいと思います。

農水省といたしましては、現在、都道府県ごとの主食用米の作付動向等について情報収集しているところでございますので、これが取りまとまり次第公表したいと考えております。

○橋委員 昨年、一十九年と余り大きな変化がないようである、これは非常に心強いところであります。ぜひこのまま田滑に三十年度へ移行していく必要があります。

農水省といたしましては、現在、都道府県ごとの主食用米の作付動向等について情報収集しているところでございますので、これが取りまとまり次第公表したいと考えております。

時間が限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

そこで、福島県の森林・林業の再生に向けた政

府の取組を、ここで齋藤農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 まもなく発災七年目を迎えると

いうことで、改めて、安倍総理の、内閣、全大臣

開など制度の田滑な移行に努めていらっしゃるわけであります。現状、この作付面積の動向、把握されているところはどうなつてあるか、柄澤統括官にお伺いいたします。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

三十年度からの米政策の見直しによりまして、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、各産地、生産者がみずから需要に応じた生産、販売の取組を行つようとしたところでございます。

現在、各産地におきましては、農業再生協議会が中心となりまして、三十年産に向けた需要に応じた生産、販売の取組が行われているものと承知しておりますところでござります。

このようない中で、三十年産の主食用米の作付動向についてでございますが、都道府県ごとの増減はありますものの、総じて申し上げれば、前年の二十九年産と比べてさほど大きく変化する状況にはないというふうに見ていくところでござります。

農水省といたしましては、現在、都道府県ごとの主食用米の作付動向等について情報収集しているところでございますので、これが取りまとまり次第公表したいと考えております。

農水省といたしましては、現在、都道府県ごとの主食用米の作付動向等について情報収集しているところでございますので、これが取りまとまり次第公表したいと考えております。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

時間は限られてまいりますが、残された中でできることを続けていただきたいと思います。

そこで、福島県の森林・林業の再生に向けた政

府の取組を、ここで齋藤農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 まもなく発災七年目を迎えると

いうことで、改めて、安倍総理の、内閣、全大臣

が復興大臣のつもりで取り組むようにという言葉を心に刻んでいるところでござります。

原発事故により被災した福島の森林・林業に関しては、復興庁、農林水産省、環境省の三省

でも支援していただきながら、作付面積の情報公

示す。

この理由、なかなか多岐にわたるかもしませ

の光が降り注ぎ、水があれば作物はできるという  
単純なものではないんだらうと思います。農業農  
村整備事業ということで、やはり農地に投資をし  
ていかなければリターンというものはないじや  
ないか、このように私も思うところであります。  
農業農村整備事業関係予算、いろいろと今手当  
てをいただいているわけでありまして、地元で  
は、今回の計上によりまして、滞っていた水路の  
更新、あるいは農地の汎用田化ということを含め  
ての大区画化、こういったことのプロジェクトが  
前進できることで、期待が高まっていると  
ころであります。  
今申し上げたとおり、農業分野においても投資  
といふものはやはり生産性の向上に欠かせないと  
いうお話を私なりに齊藤大臣から何度もお伺いを  
したことがあると思うのですが、大臣の所見をも  
う一度ここでお伺いいたします。  
○齊藤国務大臣 農業の発展基盤を強化していく  
ためには農業生産基盤の整備を着実に進めていく  
ことが極めて肝要でありまして、担い手への農地  
集積、集約化、高収益作物への転換、こういった  
ものを促す農地の大区画化、汎用化等を通じた農  
業の競争力強化、あるいは農業水利施設の長寿命  
化対策や農村地域の防災・減災対策等を通じた國  
土強靭化等の政策を推進する農業農村整備事業  
は、大変重要なものであると認識をしています。  
これまで農地整備を実施した地区では、調査を  
進めておりますが、水田の大区画化や汎用化を通  
じまして、担い手への農地集積率が約三〇ボイン  
ト向上する、あるいは稻作労働時間が約六割削減  
される、野菜等の高収益作物の収量や生産額が増  
加するなどの効果が発現しているケースもござ  
まして、農業の生産性向上につながっているとい  
うふうに認識をしております。  
私どもいたしましては、大規模化やあるいは  
高付加価値の作物の生産につながるような農業農  
村整備というものはしっかりととした上で、農  
家の皆さん方が、消費者の方々が喜んでくれるも  
のを創出工夫しながらつくりつづけていだくと、う形

○橋委員 私どもの地域でも、水田のみでなく、タマネギであつたりバトムギであつたり、そういう作目を多く広げていくことも努力をして、ぜひそこは予算どうまくマッチしていくよと、努力したいと思つております。

次代を担う人材の育成についてということでお話しさせていただきます。

委員の皆様方に、法科大学院修了者の進路の状況について、また進路状況調査における進路不明者の割合の推移という資料をおつけしております。これは、私、野党時代から私なりに問題意識を持って取り組んできて、文科省さんとも何度もやりとりした話であります。

司法試験、本当は皆さん受かればいいんですが、なかなかそうもいかない。せっかく法科大学院を修了して、そのキャリアが無駄になるということではない。そのためにはやはり、残念ながら司法試験に合格できなかつた方についてもしっかりと進路指導をしていく、適切にキャリアを踏み出せるようにしていく、これは大事だと思います。

この間の取組について、文部科学省さんにお伺いをいたします。

○林国務大臣 法科大学院では、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して修了者の事例、また修了生に対する採用側からの高い評価、こういったものを紹介するパンフレットを作成しまして、企業や法科大学院等への配付やホームページ上での広報に取り組んでおります。

このため、文科省では、法科大学院で得た知識を生かして企業の法務部門や官公庁等で活躍する修了者の事例、また修了生に対する採用側からの高い評価、こういったものを紹介するパンフレットを作成しまして、企業や法科大学院等への配付やホームページ上での広報に取り組んでおります。

この先にこそ日本の農業の未来はあると思っておりますので、今後とも、しっかりと予算を確保した上で、地域の実情に応じた事業の計画的な推進に向けてまいりたいと思います。

これに加えまして、法科大学院教育の質の向上等を目的として、めり張りのある予算配分を行つて法科大学院公的支援見直し加算プログラムにおきましては、企業や自治体等と連携した就職支援など、そういうたぐれた取組を行う法科大学院に対して重点的な支援を実施しております。

引き続き、法科大学院教育のさらなる改善充実を進めることによりまして、修了者の合格率の向上はもちろんのことでございますが、各法科大学院に対して修了者の進路の着実な把握を強く促す、そしてさらに、関係機関と連携しながら、修了者のキャリア選択の支援や各法科大学院における就職支援の取組の促進に努めてまいりたいと思っております。

○橋委員 ありがとうございます。

この司法試験の制度というのは、昔は学部学生で受け、早い人はもう二十一とかで司法修習できたものが、法科大学院に行きますと二十四、二十五、こうなつてくる。

どうしても今、専門職化とかいろいろなことが進んで、なかなか社会に出るのが遅くなる傾向にある部分もあるわけですが、しかし、やはり一面、高等専門学校であつたり、あるいは社会に出てからもう一度学び直しどうこともあるかと思ひます。せひそういう複数的な高等教育の方といふ、いろいろな形、社会に出ることが運ければ必ずしもいいところではないとも私は思っております。

この辺について、文部科学省さんの思い、今の取組について、最後にお伺いをしたいと思います。

○林国務大臣 産業構造がこれだけ急激に変化する中では、やはり実践力や新しい物やサービスをつくり出す創造力、こういうものが大変大事になつてくるということをございまして、そういう状況の中で、昨年の通常国会で学校教育法の一部を改正する法律が成立いたしまして、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、大学の制

度の中に新たに専門職大学等の仕組みを設けました。

専門職大学院というのがございますから、これに加えてこういったものが入ってくることによりまして、社会人の受入れもしやすい仕組みをこういふところで設けるということを通じて、リカレント、学び直しの場、更にスキルアップしていただく、こういふことをやつていただきたいことが期待されるわけでございます。

アカデミックな教育とこういうもの、実践的な職業教育、選択肢をたくさん提供することによりまして、教育が一層充実して次代を担う人材育成に資する、このいふ循環をつくりてまいるたいと思つております。

○橋委員 リカレント教育とかをよろしくお願い申し上げて、きょうの質問を終わらせていただき思つております。

○岡本(あ)委員 質問の機会をいただき、ありがとうございました。

○加藤国務大臣 今、施行日を含めて最終的な法

案の中身は与党において御議論いただいているところです。

「うございませんので、確定しているものではございません。」

ただ、その上で申し上げますと、例えば法案が成立しても、その後、政省令あるいは告示の内容、これは物によっては労働政策審議会でしっかりと御議論いただく必要もございます。そして、それを政省令としてお出ししていく。そして、それが周知を図っていく。それから、労働関係の中身についてはやはり四月が一つの節目でござります。

そこで、そういったことを踏まえると、もちろんスピーチ感を持つ必要はありますけれども、一定の時間が必要だというふうに思つておりますので、その辺も踏まえて今御議論いただいているところでございます。

○岡本(あ)委員 時間がかかるという以前に、もう一度労政審に、白紙に戻して、そもそもから議論をするべきだと申し上げさせていただきます。

きのうの公聴会で、過労死を考える家族の会の方があいらつしゃいました。これ以上過労死をふやさないでと訴えていらっしゃいました。

○岡本(あ)委員 私も、会社員時代に職場の先輩を自死で失いました。ほぼ毎日、早朝から深夜まで仕事をしていきのう、公聴会がございました。

安倍総理が今国会で最重要と位置づけている働き方改革についてですが、非常にすばんな比較データの根拠をもとに、また、野党対策のためのデータを捏造したとも指摘をされた状態で、それでも無理に法案準備を進めようとしています。

政策決定の不備を反省することもなく、報道によれば、一年くらい延ばして施行するという報道もされています。一年くらい延ばせば国民の関心も薄れるだろう的な考えは、二重に罪深いと思います。働く方々の命を、そして健康を何だと思っているんだと指摘をさせていただきます。

この一年延ばして施行しようと検討していることについて、改めて、厚労大臣、こういう事実があるのかどうか、お答えください。

○加藤国務大臣 今、施行日を含めて最終的な法

を実質高くできるようにすることや、ただでさえ長時間の懸念が払拭されない裁量労働制の拡大ではなく、その前に、命を守り、健康と安全が保障される職場であることが担保されることであり、小さな幸せを継続できる生活があることです。命より大切な仕事はありません。

家族の会の方々が、これ以上過労死をふやすよな働き方にしないでと、昨日、厚労省に要請に行かれたと思います。厚労大臣はお会いになります。

○加藤国務大臣 きのう、家族会の皆さん方が来られて、私どもの田畠大臣政務官が会わせていました。だいたいことでござります。

私が方へ從前からお話をあつたかもしませんが、ぜひ大臣にとのう話になつたのは割と直前だったところでござります。きのうはちょうど同

じ時間に官邸で月例経済報告の会議等々がございましたので、突然のお申込みだったので田畠政務官にかわりに出ていただき、また、その後に田畠政務官からも、こんな話があつたということを電話で直接お話を承つたところでございます。

それから、私自身もこれまで、例えば昨年十一月に過労死等防止対策推進シンポジウムがございまして、そこにも出席をさせていただいた、そのときはたしか五人の遺族の方が、本当につらい思い、息子さん、娘さんが亡くなつたことをまだ実感できないという本当に悲痛な叫び、これはしっかり聞かせていただき、また、その後、短時間でございましたけれども、その方とも御挨拶をさせていただいたところでござります。

○岡本(あ)委員 今、働き方改革の法案の準備をしようとしているまさにこのときに、直接大臣に会つて当事者の思い、これ以上同じ思いをする人をふやさないでと、勇気を出して行動してくださいとござつています。

今まででさえ、過労死をされた方々が災災認定を受けるまでは大変な苦労がありました。国が労災認定してようやく企業が認める、こういう事実もあるんです。それが、国が企業の言い分、企業の要望に基づいて労災認定を逆にしにくくなるような方向へ進もうとしているということについて

は、私は、何としても容認できません。

過労死等防止対策推進法が制定されてなお、過労死が起きています。今やるべきは、残業の上限

員がいらっしゃいますけれども、障害関係でこういう問題があるから直接話を聞いてほしい、しっかり対応させていただいております。

したがって、今回も、これは突然のことといざいましたので日程上できませんけれども、ある程度の時間をいただきながら調整できるのであれど、私は、直接そういう方の声を聞くことをためらうもの、あるいは拒否するものでは全くありません。むしろ、しっかりと聞きながら、それをどう

落とし込んでいくかを考えるのが私たち厚生労働省の役目だというふうに思つております。

○岡本(あ)委員 ゼひ予定を立て、当事者に近い方に会つていただきたい。今御答弁いただきたいと申し上げさせていただきます。

今回、予算委員会の中で、一般労働者と裁量労働制の労働時間を比較されたこの比較データは間違つて、答弁が、比較をしたことは間違つていたと謝罪、撤回されました。データ自体は撤回をされておりません。この調査データ自体は間違がないという前提になつていらっしゃるのか、御答弁願います。

○加藤国務大臣 精査をさせていただいたときにも、一部、たしか十五時間超だつたですかね、データの中にはちょっと現実的でないものが入つてゐるところとも申し上げさせていただきます。

それから、今、野党からも御指摘をいただきながら、一個一個のデータを精査する中で、必ずしもこれは整合性がとれているのかなというデータがあることも、これは事実でございます。それはそれとしてしっかりと認識をしていかなければいけませんし、そういうことがないように努めていくべきというのは当然のことだらうというふうに思つております。

その上で、今回お出しをさせていただいたデータ、そして、これに基づいて、今回、労働政策審議会から今までの建議をいただきました。一般労働者に関しては、中小企業における割増し賃金